必要資格一覧表

運転の資格など受講をご希望の方は、最寄の弊社拠点にご相談ください。

機械区分			資格区分		公道走行の運転資格
油圧ショベル（クローラ式）		機体質量3t未満	車両系建設機械（整地･運搬･積込･掘削）	特別教育	
		機体質量3t以上		技能講習	
	ショベルクレーン付※	最大吊上げ荷重0.5t以上1t未満	小型移動式クレーン	特別教育	
		最大吊上げ荷重1t以上5t未満		技能講習	
解体用アタッチメント付		制限無し	車両系建設機械（解体用）	技能講習	
ホイールローダ		機体質量3t未満	車両系建設機械（整地･運搬･積込･掘削）	特別教育	小型特殊及び大型特殊免許
		機体質量3t以上		技能講習	
ブルドーザ		機体質量3t以上	車両系建設機械（整地･運搬･積込･掘削）	技能講習	
モータグレーダ		機体質量3t以上	車両系建設機械（整地･運搬･積込･掘削）	技能講習	大型特殊免許
クローラダンプ ホイールキャリー		最大積載量1t未満	不整地運搬車	特別教育	小型特殊及び大型特殊免許
		最大積載量1t以上		技能講習	
ローラ		制限無し	締め固め用機械	特別教育	小型特殊及び大型特殊免許
クローラクレーン※		最大吊上げ荷重0.5t以上1t未満	小型移動式クレーン	特別教育	
		最大吊上げ荷重1t以上5t未満		技能講習	
クレーン付トラック※		最大吊上げ荷重0.5t以上1t未満	小型移動式クレーン	特別教育	準中型・中型及び大型免許
		最大吊上げ荷重1t以上5t未満		技能講習	
高所作業車		作業床高さ2m以上10m未満	高所作業車	特別教育	
		作業床高さ10m以上		技能講習	
フォークリフト		最大荷重1t未満	フォークリフト	特別教育	小型特殊及び大型特殊免許
		最大荷重1t以上		技能講習	
玉掛作業※		最大吊上げ荷重1t未満	玉掛	特別教育	
		最大吊上げ荷重1t以上		技能講習	

※クレーン作業に当たり、玉掛作業車は吊上げ荷重の区分により「玉掛技能講習」「玉掛特別教育」の修了証が必要です。
※法改正等により、必要運転資格や機械区分等が変更になる場合がございます。

ご注意

1. 「東京レンタルサポート制度」は加入されたお客様のみサポートいたします。
2. このサポート制度はレンタル契約期間中に発生した事故を対象としています。
3. 現場状況等により、「東京レンタルサポート制度」の加入をお受けいたしかねる場合がございます。
4. お客様負担金とは、事故発生時にお客様にご負担いただく金額です。
5. 警察、その他監督官庁の証明書が必要な場合がありますので、車両での人身・対物事故は必ず届け出てください。
   届出を怠った場合、サポート非対応となります。
6. 盗難、いたずら、当て逃げ被害時、所轄警察への届出がなかった場合及び届出した警察が盗難・被害事故として扱っていない場合は非対応となります。
7. 事故発生時は１週間以内に弊社に事故報告書を提出してください。遅れるとサポート非対応となります。
8. 賠償金の確定・示談の決定等には弊社の承諾を必要といたします。万一、弊社の承諾なく当事者間の和解等によって決められた賠償金の請求に対してのサポートはいたしかねます。
9. 貸渡期間が２日以上となる場合には、日常点検はお客様が実施してください。
10. 弊社の承諾なしになされた修理代にかかる費用はお支払いできない場合がございます。
11. 各サポート制度の支払い限度額を超える部分についてはお客様のご負担とさせていただきます。
12. サポート内容に、休業損害は含まれておりません。
13. レンタル機械及び車両の修理につきましては、弊社指定工場とさせていただきます。
14. このサポート制度のご案内に記載されている各規定は主な事例を挙げたものであり、その他については弊社の規定に準じるものとします。
15. 同一ユーザーで（貸出先も同一の場合）直近１年間に２回事故を起こした場合、２回目以降はお客様負担金を２倍とさせていただきます。
16. 「東京レンタルサポート制度のご案内」は、2023年１月１日に改定されたものです。
    又、この「東京レンタルサポート制度のご案内」は、予告無く内容を変更する場合がございます。

この「東京レンタルサポート制度」に関するお問合せは各営業所営業担当者へお問合せください。

2023 01